

第6回総会議事録

<開催日> 令和3年1月7日（木曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第272号～報告第294号

農地法第3条の3届出 7件

農地法第4条届出 2件

農地法第5条届出 14件

日程第3 報告第295号～報告第302号 農地の転用事実等に関する照会 8件

日程第4 報告第303号 農地法第18条第6項等通知 1件

日程第5 報告第304号 「令和2年農作業料金・農業労賃」の調査について 1件

日程第6 議案第184号～議案第192号 農地法第3条許可申請 9件

日程第7 議案第193号～議案第204号 農地法第5条許可申請 12件

日程第8 議案第205号 木更津市農用地利用集積計画の決定について 1件
(令和2年度第9次計画分)

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

<午後 3 時 0 0 分開会>

議長

あらためまして、委員の皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

現在も、新型コロナウイルス感染症拡大の心配が続いておりますが、農業委員会の規則により、総会の開催は、毎月1回招集することとなっておりますので、感染症対策として時間短縮のためにもスムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたいお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第6回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席4番竹内和雄委員と議席9番金子一夫委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第272号から報告第294号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出7件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出14件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第295号から報告第302号、9ページから10ページの農地の転用事実等に関する照会8件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第303号、11ページの農地法第18条第6項等の通知1件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

ただ今の報告について、ご意見等がございましたらお願いします。

林委員

はい。

議長

林委員、どうぞ。

林委員

私からは、お願いですが、報告第298号について、非農地とのことですが、この土地は富岡土地改良区の区域内にあり、非農地の場合は、土地改良区からの除外や、脱退など必要な手続きがあります。それに関して、土地所有者に土地改良区との話し合いを持つように指導をしていただければと思います。

事務局

はい。

議長

事務局、どうぞ。

事務局

今のお話のあった場所の地目変更についてですが、法務局から農地を宅地に変えると通知があったところで、こちらの場所が富岡土地改良区の区域内にありまして、必要な手続きがされないままでした。

今後は、このようなことがないように、土地改良区区域内の土地が対象となった場合には、申

事務局	請者等にそのような手続きが必要であると指導していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
林委員	よろしくお願いします。
議長	次に、日程第5 報告第304号、12ページから14ページの令和2年農作業料金・農業労賃の調査についての報告でございます。 事務局の説明を求めます。
事務局	報告第304号、令和2年農作業料金・農業労賃の調査について、ご説明いたします。 本件は、千葉県農業会議により、県内の標準農作業労働条件の設定資料として活用するため実施されるものです。 委員の皆様からご協力していただいた調査結果ですが、有効回答数は15件でした。 全回答の平均額上下2割を超える額を除いた平均額を算出し、10円単位を四捨五入して端数処理したものを作成しました。 また、労働時間は8時間で統一し、現金支払額についても労働時間を8時間あたりで換算した額で算出いたしました。 昨年度同様に、木更津市公式ホームページへの掲載については、比較する農協の料金が公表されたときに、改めて総会で諮らせていただきます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に、日程第6 議案第184号から議案第192号、15ページから16ページの農地法第3条の許可申請9案件について、議題に供します。 初めに、議案第184号から議案第188号の5案件について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第184号から議案第188号、農地法第3条許可申請5案件について、ご説明いたします。 なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。 初めに、議案第184号ですが、申請箇所は、3条位置図1の笹子地先の農地になります。 農業経営の拡張等及び環境保全を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第185号ですが、申請箇所は、3条位置図2の真里地先及び真里谷地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第186号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、相続により農地を取得したが、農業を営んでいない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第187号ですが、申請箇所は、3条位置図4の中野地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人と、債務整理を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局	続いて、議案第188号ですが、申請箇所は、3条位置図5の畔戸地先の農地になります。 農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。 なお、譲受人は市外に住所を置いています、譲り受ける農地の隣地を耕作しているため、問題はないと思われます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第184号について、庄司委員をお願いします。
庄司委員	議案第184号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張及び環境保全のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約15,536平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第185号及び議案第186号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第185号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は市内に住所を置く法人であります。 農作業に従事する取締役は年間約300日であり、29,685平方メートルの農地を役員3人と臨時雇用者5人で耕作しています。 農業機械は軽トラック・ユンボ・耕うん機を所有しております。 申請地は田ですが、現況は畑であり、耐寒性バナナを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第186号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、23,824平方メートルの農地を申請者1人で耕作しています。 農業機械はトラクター・粃摺り機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田ですが、現況は畑となっており、大豆及びタマネギを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第187号及び議案第188号について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

議案第187号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、69,004平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・乾燥機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第188号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、5,328平方メートルの農地を申請者1人で耕作しています。なお、申請者の住所については市外となっておりますが、申請者は市内に居住しております。

農業機械はトラクター・耕うん機・軽トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田ですが、現況は畑となっており、ブルーベリーを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第187号を除く、議案第184号から議案第188号の4案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第187号を除く、議案第184号から議案第188号、農地法第3条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第187号を除く、議案第184号から議案第188号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第187号について、採決いたします。

なお、本案件は、■■■■■にかかる計画でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第187号、農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第187号は、許可と決定いたします。
それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

続いて、議案第189号から議案第192号の4案件について、審議いたします。

なお、議案第189号から議案第192号は、次の日程第7 議案第193号及び議案第194号、17ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う賃借権設定と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第189号から議案第192号の農地法第3条許可申請及び、議案第193号及び議案第194号の農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の有吉地先の農地になります。

初めに、16ページの議案第189号から議案第192号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、議案第193号及び議案第194号の農地転用許可により設置しようとする営農型太陽光の下部で農地を耕作するため賃借権を設定し、太陽光パネルについて区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

区分地上権については、農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。

区分地上権とは、一定の土地の地下又は空間につき、範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。

続いて、17ページの議案第193号及び議案第194号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、営農型太陽光発電施設として転用するもので、一時転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、農用地区域内の農地に該当し、原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は合計約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月末で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

杉山委員

それでは、農地法第3条の議案第189号から議案第192号について調査をしてまいりましたのでご説明いたします。

なお、議案第189号及び議案191号の区分地上権については、事務局からの説明のとおりです。

杉山委員

本件は、売電事業に伴う営農型太陽光発電を行うため申請がされたものです。
譲受人は市外に住所を置く法人であります。

農作業に従事する取締役は年間約180日であり、8,376平方メートルの農地を役員3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・軽トラック・動力噴霧器等を所有しております。

申請地は田で、ブルーベリーのポット栽培を行うとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

続きまして、農地法第5条の議案第193号及び議案第194号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接農地は休耕地であるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接農地は休耕地であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、鉄板を敷く等の対策を講じ、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

地曳昭裕委員

はい。

議長

地曳昭裕委員、どうぞ。

地曳昭裕委員

当該農地でブルーベリーのポット栽培を行うとのことですが、ポット栽培を行うには、畑の状態が望ましいところです。現況は田ということですが、田のまま行うのか、田に簡易な埋立て等をして行うのかお聞きいたします。

事務局

担当委員から説明がされたように、盛土は行わずに、現況のままポット栽培を行うと聞いています。地目は、田となっていますが、ほぼ畑に近いような状態になっております。

地曳昭裕委員

では、現況は畑なのですね。

事務局

はい、ほぼ畑に近いです。

地曳昭裕委員

畑であれば、納得できます。水捌けの問題で、大雨が降った場合に田だと滞水し、生産に支障をきたすと思うが、畑であれば水は捌けるので問題ありません。わかりました。

議長

その他、ございますか。

吉田委員

はい。

議長	吉田委員、どうぞ。
吉田委員	権利関係を教えてください。5条申請の譲受人が、太陽光の設備を設置するのですよね。
事務局	はい。
吉田委員	そのための支柱部分を一時転用で借りるということですよね。
事務局	はい。
吉田委員	3条申請の譲受人は、耕作をする、ブルーベリーを作るということですよね。
事務局	はい。
吉田委員	先程の説明によると、区分地上権、賃借権、一時転用を伴う賃借権を併せて■■■■■円その方に払うということですよね。
事務局	はい。
吉田委員	それぞれに、いくら払うというのは、明確にしておく必要はないのですか。
事務局	はい。
吉田委員	受け取り側がいくらもらうというのが、わかっていればよいということですか。
事務局	はい。そのときの地権者との契約になっており、そこまでは求めてはおりません。
吉田委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、初めに議案第189号から議案第192号、農地法第3条の許可申請4案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第189号から議案第192号、農地法第3条許可申請4案件について、議案第193号及び議案第194号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第189号から議案第192号は、議案第193号及び議案第194号が許可された場合、許可と決定いたします。 続きまして、議案第193号及び議案第194号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第193号及び議案第194号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第193号及び議案第194号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第195号から議案第204号、18ページから20ページの農地法第5条の許可申請10案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第195号から議案第204号、農地法第5条許可申請の10案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第195号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の畔戸地先の農地になります。

申請目的は、農業施設用地の駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、本土地は農用地域内の農地に該当し、原則的には転用許可できないのですが、転用目的が農業用施設であり、農林水産課から軽微変更の承認も受けていることから例外的に許可ができるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は建物等も含め約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書、借入れの契約書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、道路使用許可の許可書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第196号及び議案第197号についてですが、関連案件のため一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-3の中島地先の農地になります。

申請目的は、釣具店の駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、高速道路の出入り口から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は駐車場部分で約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの融資で賄う計画となっており、金融機関の融資内容証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、道路使用許可の許可書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第198号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の下内橋地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、預金通帳の残高により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第199号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の祇園地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、本土地は農振農用地でありましたが、農林水産課と協議の末除外されております。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入金で賄う計画となっており、金融機関の審査結果書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年5月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第200号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、南側に農地が広がり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では、原則的には転用許可できないのですが、既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支

事務局

障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月14日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

次に、議案第201号から議案第204号についてですが、関連案件のため一括して説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-7の根岸地先及び下郡地先の農地になります。

申請目的は、製材所・休憩所・倉庫として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び金融機関からの融資で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年6月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為の事前協議票なども添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第195号について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

議案第195号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲を擁壁で囲う計画のため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は新設する合併処理浄化槽で処理した後に、雨水と共に水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、農地の端に存在し、道路にも面している場所のため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、建物位置を調整し日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第196号及び議案第197号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第196号及び議案第197号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われま

高橋委員

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水について浸透舗装及び砕石敷で抑制し、市管理の用悪水路に接続放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第198号について、金子委員をお願いします。

金子委員

議案第198号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第199号及び議案第200号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第199号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は新設する浄化槽で処理した後に西側水路へ放流、雨水は最終枡から西側水路へ放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、耕作されていない親族の土地の一部であるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、耕作されていない親族の土地の一部であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第200号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいり

山口進委員

ましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第201号から議案第204号について、林委員お願いします。

林委員

議案第201号から議案第204号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺を防砂ネットで囲むため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水については新設する浄化槽で処理した後に区域内の雨水管を経て市道側溝へ接続し、雨水は新設する雨水管を経て市道側溝へ接続するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第195号から議案第204号の10案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第195号から議案第204号、農地法第5条の許可申請10案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長	挙手全員であります。 よって、議案第195号から議案第204号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第8 議案第205号、21ページから26ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第9次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第205号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第9次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和2年12月22日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。 今回の計画は、計画1から計画10までとなっております。 利用目的は、計画1から計画6及び計画8が水稻を、計画7が施設野菜を、計画9及び計画10が露地野菜を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1から計画4が使用貸借権の設定、計画5から計画10が賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画1から計画4、計画6及び計画7が10年、計画5が3年、計画8から計画10が5年となっております。 計画合計数は、15筆9,865平方メートルとなっております。 以上で、事務局からの説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画4番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	私からは、計画番号1番から計画番号4番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画5番については、私から説明いたします。
安藤委員	計画番号5番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画6番について、竹内委員お願いします。

竹内委員

私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の継続を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。また、当農地の隣接地については、既に自作地で耕作されており有効利用されるものと思われます。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画7番から計画10番について、篠田委員お願いします。

篠田委員

私からは、計画番号7番から計画番号10番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻、施設野菜及び露地野菜を作付けすることとあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第9次計画分には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第205号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第9次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第205号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第6回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時58分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年1月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

竹 内 和 雄

金 子 一 夫